ラベルニュース

第７８号　　令和８年９月１８日

(一財)神奈川県消防設備安全協会
ＴＥＬ０４５－２０１－１９０８　ＦＡＸ０４５－２１２－０９７１

～防災用品購入設置費補助（相模原市）のご案内～

○　相模原市消防局から、
情報提供がありましたのでお知らせします。

■「防災用品購入費等補助制度のご案内」
（相模原市に住民登録のある方対象）

感震ブレーカー、家具転倒防止器具、消火器、住宅用火災警報装置、災害用トイレ、防災用品セットが補助対象となっています。業務の参考としてください。

＜相模原市の事業案内ページ＞
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026529/bousai/1008638/1036014.html

防災用品購入費等補助制度のご案内

相模原市では防災意識の普及・啓発のため、

防災用品の購入・設置費を最大10,000円補助します！

申請期間 令和8年10月15日(木)～12月15日(火)

※予算額に達した場合は、事前の予告なく予定より早く終了する場合があります。

補助対象者
○購入時・申請時に相模原市に住民登録のある方
※１世帯につき１回のみの申請となります

令和８年９月15日以降に購入・設置したものに限ります。

補助額
○購入・設置金額（税込）の２分の１　補助上限額10,000円
（補助上限額以内であれば複数の防災用品を合算しての申請も可能です。）

補助対象となる防災用品（７品目）

- 感震ブレーカー　家具転倒防止器具
- 消火器　住宅用火災警報器
- 災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレなど）
- ラジオ（ラジオの電波を受信する機能を備えているもの ※スマートフォンは不可）
- 防災用品セット（複数の防災用品が１つのセットとして販売されているものに限ります）

※防災用品を収納するためのバッグ・リュック・キャリーケース等が、防災用品と一緒に「一つのセット」として販売されている場合は、バッグ・リュック・キャリーケース等を含めて一つのセットとして対象となります。なお、バッグ・リュック・キャリーケース等のみを単品で購入した場合は、補助の対象となりません。

申請の流れ

対象となる防災用品を購入・設置し、領収書またはレシートを受領
（購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も対象としますが、領収書を発行できる購入先にて購入してください。）

電子による申請

右の二次元コードより特設ページにアクセスし、申請案内等をご確認の上、申請フォームから必要事項を入力し、必要書類を添付して申請を行ってください。

市ホームページ

添付書類
○領収書又はレシートの写し
○本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカードなど）
○振込先口座情報の写し
（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの）
○購入・設置した防災用品の写真

申請書（紙）による申請

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに各区役所地域振興課又は、各まちづくりセンター（橋本、中央６地区、大野南は除く）、各出張所、各連絡所へ提出してください。（郵送での受付はいたしません。）

※まちづくりセンター、出張所、連絡所では、書類の書き方や提出書類の確認は行えませんので、提出書類をまとめて封筒に入れ、ご持参ください。
※申請書は、各区役所地域振興課、各まちづくりセンター（橋本、中央６地区、大野南は除く）、各出張所、各連絡所、各公民館（沢井を除く）に配架しています。
また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

指定された口座へ補助金の振込み（指定口座への振り込みは、令和8年11月以降に行います。）

お問合せ　相模原市コールセンター　TEL 042-770-7777
（コールセンターで対応できないお問い合わせは、担当課の危機管理統括部に転送される場合があります。）

裏面もご覧ください

その他の注意事項

1 本事業は、物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、災害への備えを促進するため、防災用品の購入・設置費用を補助する事業です。

2 予算上限に達した場合は申請期間中であっても募集を終了する場合があります。

3 申請に不備があった場合や複数回申請が確認できた場合は、申請書に記載された連絡先へ確認の連絡をいたします。本連絡により正確な内容が確認できない場合は申請を受付できませんので必ずご対応いただきますようお願いいたします。

4 申請状況によっては、申請いただいてから補助金の支払いまで２～３か月ほど期間を要します。支払い期間に関するお問い合わせは一切お受けいたしません。

5 その他、申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の二次元コードより「よくあるご質問（Q&A）」をご覧ください。

市ホームページ

注意が必要なQ&A

Q 補助対象となる防災用品セットはどのようなものか。

A 複数の防災用品が、１つのセットとして販売されている商品が補助対象です。

例えば、懐中電灯、電池など、異なる目的や用途に応じた複数の用品がセットになっているものが補助対象となります。
また、防災用品と一緒に非常用持出袋（防災バッグ等）が１つのセットとして販売されている場合は、非常用持出袋も含めて補助対象となります。
※非常用持出袋（防災バッグ等）単体の購入は補助対象外です。
※実際の購入にあたっては、右図のような防災用品がセットで販売されている商品が対象となります。

購入時の注意事項

領収書またはレシートに、防災用品をセットとして購入したことが分かる記載が必要です。
例えば、領収書やレシートに「懐中電灯」「電池」など、個別に品目が記載されている場合は、防災用品セットとして購入したことを確認できないため、対象外となります。

Q 設置費用も補助対象になるのか。

A 購入先の店舗、電気店などの事業者が設置作業を行った場合のみ補助対象です。
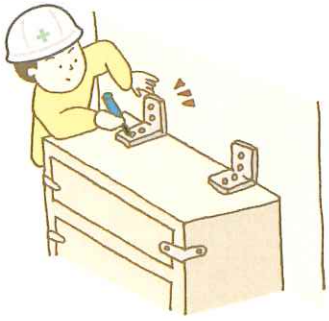
※個人で設置・組み立てをした際にかかる経費（固定用の金具やネジ、配線類、作動に必要な電池や消耗品など）や、事業者ではない知人等に依頼した際の謝礼・報酬などは、すべて補助対象外です。